



2022年1月17日

「LT会」会報第22-1号（総226号）

LTグループ

## 企業間直接融資の可否について

中国では、非金融機関企業間での直接の金銭貸借（以下「企業間融資」という）は規制されており、企業間融資が必要な場合には銀行など金融機関経由の委託貸付等の形で対応する必要があるという認識があります。実務上、企業間融資が必要となった場合、実施可否について不明確な点があると言えます。今回の会報では、この問題に関連する情報をとりまとめて説明し、業務上参考にしていただければ幸いです。

### 一、企業間融資規制の変遷

1991年8月以降、企業間融資の規制措置は下記の通り変更されてきた。

実施時期	主要根拠	規制措置の変化
1991年8月13日- 2015年9月1日	最高人民法院『人民法院による金銭貸借案件の審理に関する若干の意見』	「個人間の貸借争議、個人と法人の間の貸借争議、及び個人とその他の組織との間の貸借争議」のみ金銭貸借案件として受理し、企業間融資については言及していない。
1996年6月28日 以降	中国人民銀行『貸付通則』 <sup>1</sup>	(1) 金銭貸主は金融機関に限る。 (2) 一般企業間の融資は、「委託貸付」の形を採用することが可能である。
2015年9月1日 以降	最高人民法院『民間金銭貸借案件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定』 <sup>2</sup> (司法解釈)	(1) 民間金銭貸借の範囲を「個人、法人、その他の組織間及びその相互間での資金融資の行為」にまで拡大、企業間融資を含む。 (2) 「融資金の又貸し」、「違法犯罪行為のための融資」、「違法な融資」、「公序良俗に違反した融資」等の状況がない限り、企業間融資の契約を有効とする。

上記の通り、2015年9月1日までは企業間融資は法律上で認められていなかったが、2015年9月1日以降は企業間融資が下記の無効要件に当てはまらない限り、その融資契約は有効であることが認められた。

- (1) 金融機関又はその他の企業から借入れた資金を転貸する場合（「融資金の又貸し」）。
- (2) 貸主が借金を違法犯罪行為に使用するという借主の意図を事前に知った、又は知るべき場合、その状況で依然として借金を提供する場合（「違法犯罪行為のための融資」）。
- (3) 法律、行政法規の強制的な規定に違反する場合（「違法な融資」）。
- (4) 公序良俗に違反する場合（「公序良俗に違反した融資」）。
- (5) 悪意のある共謀を行い、他人の合法的権利を侵害する場合。

上記の規定は、企業の事業経営に必要な貸借行為に便宜を図るためのものと考えられる。ただし、

<sup>1</sup> 当該通則は中国人民銀行による金融業界の規定であり、法律又は行政法規ではない。

<sup>2</sup> 当該規定は2020年8月及び12月に2回改訂され、また、中国の『民法典』の施行に伴い、規定の中に定めた「無効要件」については、各改訂版における表記に不一致のところがある。本会報では最新版に準じてまとめた。



実際に企業間融資を行うにあたっては、いくつか基本的な注意事項がある。

## 二、企業間融資を行う上での基本的な注意事項

前述の通り、2015年9月1日付け最高人民法院の司法解釈の適用に伴い、企業間融資が可能となった。実際に企業間融資を行うには、特に関連企業間での融資の場合、下表の通り、利率の設定、納税等の面でいくつかの事項に注意を払う必要がある。

番号	基本的注意事項	具体内容
1	利率の合理性	<p>(1) 利率は契約成立時の1年間貸出市場金利（即ち、全国銀行間同業短期貸付センターが毎月発表する1年間貸出市場金利、LPR）を超えてはならない。</p> <p>(2) 無利息又は利率が低すぎる場合（同期間の銀行預金利率より低い等）、税務局から独立取引原則に合致しないと指摘される恐れがある。</p>
2	貸借関連の納税	<p>(1) 企業所得税：『企業所得税法』に基づき、利息収入は貸主の収入の一部として課税所得に計上すべきである。</p> <p>(2) 増値税：『財政部 国家税務総局による営業税から増値税への変更政策試行地域の全面的な拡大に関する通達』に基づき、無利息貸付であっても、それをサービスの無償提供として、販売サービスと同様に取り扱う。ただし、次の通り、増値税が免除できる特例もある。 <u>（備考：『財政部 税務総局による養老機構の増値税免税措置等政策の明確化に関する通達』（財税[2019]20号）によれば、2019年2月1日から2023年12月31日まで、企業グループ内の法人（企業グループを含む）間の資金の無償貸借行為について増値税が免除できる。）</u></p> <p>(3) 印紙税：『印紙税暫定条例』に基づき、貸借双方は貸付契約に対してそれぞれ印紙税を納付すべきである。</p>
3	経営範囲逸脱の問題	<p>一般企業としては経営範囲に「金銭貸借」に類似する内容を入れることができない。実際に発生した企業間融資については、厳密に言えば、確かに経営範囲逸脱という問題があるが、法に則り納税し、且つそれを主要業務としない限り、企業登記機関等から処罰される可能性は極めて低い。</p>
4	利息発票の発行	<p>(1) 『発票管理弁法』に基づき、貸主が貸付サービスを提供して利息を受け取る場合、借主に対し発票を発行する必要がある。</p> <p>(2) 相応の経営範囲がない場合、利息発票の発行可否の問題について、上海市、蘇州市、北京市、広東省の税務局に電話で問合わせたと、いずれも可能との回答である。 <u>（備考：実務上、相応の経営範囲がないため、税務専管員から指摘される可能性はゼロではない。そのため、この点について、実際の取扱い前に、管轄の税務専管員等と相談することをお勧めする。）</u></p>

以上